

○熊本県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

(令和 7 年 3 月 31 日規則第 20 号)

熊本県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則をここに公布する。

熊本県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和 36 年法律第 191 号。以下「法」という。)の施行に関し、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和 37 年政令第 16 号。以下「政令」という。)及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(昭和 37 年建設省令第 3 号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語は、法、政令及び省令において使用する用語の例による。

(身分証明書等の様式)

第 3 条 法第 7 条第 1 項(法第 24 条第 2 項又は法第 43 条第 2 項の規定において準用する場合を含む。)及び法第 7 条第 2 項に規定する身分を示す証明書並びに同項に規定する試掘等の許可証の様式は、それぞれ別記第 1 号様式及び別記第 2 号様式とする。

(許可申請書の添付書類)

第 4 条 省令第 7 条第 1 項第 10 号及び同条第 2 項第 8 号の同意を得たことを証する書類は、宅地造成等区域内権利者一覧(別記第 3 号様式)、宅地造成等同意書(別記第 4 号様式)及び同意者の印鑑に関する証明書(市町村長(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項の指定都市にあっては、市長又は区長)が作成するものをいう。)とする。

2 省令第 7 条第 1 項第 11 号及び同条第 2 項第 9 号の措置を講じたことを証する書類は、住民への周知報告書(別記第 5 号様式)とする。

3 省令第 7 条第 1 項第 12 号及び省令第 63 条第 1 項第 2 号の規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事(第 2 号、第 3 号及び第 9 号において「工事」という。)をしようとする土地の登記事項証明書
- (2) 工事をしようとする土地の地図(不動産登記法(平成 16 年法律第 123 号)第 14 条第 1 項の地図又は同条第 4 項の地図に準ずる図面をいう。第 22 条第 2 項第 3 号において同じ。)の写し
- (3) 工事をしようとする土地及び盛土又は切土をする土地の求積図

- (4) 盛土又は切土をする土量計算書
 - (5) 排水施設を設置するときは、排水施設の構造図及び流量計算書
 - (6) 工事主の資力及び信用に関する申告書（別記第 6 号様式）
 - (7) 工事施行者の能力に関する申告書（別記第 7 号様式）
 - (8) 政令第 21 条各号に掲げる措置を行うときは、設計者の資格に関する申告書（別記第 8 号様式）
 - (9) 工事の工程計画表
 - (10) 政令第 17 条の擁壁を設置するときは、国土交通大臣による認定書の写し
 - (11) その他知事が必要と認める書類
- 4 省令第 7 条第 2 項第 10 号及び省令第 63 条第 2 項第 2 号の規則で定める書類は、前項各号（第 5 号（流量計算書に限る。）及び第 8 号を除く。）に掲げる書類とする。この場合において、同項第 1 号中「宅地造成又は特定盛土等」とあり、並びに同項第 3 号及び第 4 号中「盛土若しくは切土」とあるのは、「土石の堆積」と読み替えるものとする。
- （宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事）
- 第 5 条 省令第 8 条第 1 項第 9 号及び同項第 10 号ロに規定する別に定める値は、1 メートルとする。
- （技術的基準の特例）
- 第 6 条 政令第 20 条第 1 項（政令第 30 条第 1 項の規定において準用する場合を含む。）に規定する擁壁又は崖面崩壊防止施設の設置に代えてとることのできる他の措置は、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 石積み
 - (2) 積み苗
 - (3) その他知事が適当と認めたもの
- （不許可の通知）
- 第 7 条 法第 14 条第 2 項（法第 16 条第 3 項の規定において準用する場合を含む。）又は法第 33 条第 2 項（法第 35 条第 3 項の規定において準用する場合を含む。）の規定による通知は、不許可通知書（別記第 9 号様式）によるものとする。
- （協議の様式等）
- 第 8 条 法第 15 条第 1 項又は法第 34 条第 1 項の規定による協議は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事にあつては宅地造成又は特定盛土等に関する工事協議書（別記第 10 号様式）により、土石の堆積に関する工事にあつては土石の堆積に関する工事協議書（別記第 11 号様式）によるものとする。

2 前項の宅地造成又は特定盛土等に関する工事協議書には、省令第7条第1項各号（第7号から第11号までを除く。）及び第4条第3項各号（第6号を除く。）に掲げる書類を添付しなければならない。

3 第1項の土石の堆積に関する工事協議書には、省令第7条第2項各号（第5号から第9号までを除く。）並びに第4条第3項各号（第5号（流量計算書に限る。）、第6号及び第8号を除く。）に掲げる書類を添付しなければならない。
（協議の成立）

第9条 法第15条第1項又は法第34条第1項の規定による協議の成立は、協議結果通知書（別記第12号様式）によるものとする。

（変更協議の様式等）

第10条 法第16条第3項の規定において準用する法第15条第1項の規定又は法第35条第3項の規定において準用する法第34条第1項の規定による変更の協議は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事にあつては宅地造成又は特定盛土等に関する工事変更協議書（別記第13号様式）により、土石の堆積に関する工事にあつては土石の堆積に関する工事変更協議書（別記第14号様式）によるものとする。

2 前項の宅地造成又は特定盛土等に関する工事変更協議書及び土石の堆積に関する工事変更協議書には、変更の内容を明らかにする書類を添付しなければならない。

3 前条の規定は、第1項の変更の協議の成立について準用する。
（軽微な変更の届出）

第11条 法第16条第2項又は法第35条第2項の規定による軽微な変更の届出は、軽微な変更届（別記第15号様式）によるものとする。

2 前項の規定は、法第15条第1項（法第16条第3項の規定において準用する場合を

含む。）又は法第34条第1項（法第35条第3項の規定において準用する場合を含む。）

の規定により成立した協議に係る工事の計画について省令第38条に規定する軽微な変更をしたときについて準用する。

（完了検査申請書等に添付する書類）

第12条 省令第40条又は省令第70条の完了検査申請書には、次の各号に掲げる写真又は書類を添付しなければならない。

(1) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事が完了したことを明らかにする写真

(2) 法第19条第1項又は法第38条第1項の規定による報告を要しない工事のときは、第14条第2項各号に掲げる写真又は書類

2 省令第 43 条又は省令第 73 条の確認申請書には、次の各号に掲げる写真又は書類を添付しなければならない。

- (1) 堆積されていた全ての土石の除却が完了したことを明らかにする写真
- (2) 法第 19 条第 1 項又は法第 38 条第 1 項の規定による報告を要しない工事のときは、第 14 条第 3 項各号に掲げる写真又は書類
(中間検査申請書に添付する書類)

第 13 条 省令第 46 条又は省令第 76 条の中間検査申請書には、政令第 24 条第 1 項又は政令第 32 条第 2 項に規定する工程を終えたことを明らかにする写真又は書類を添付しなければならない。

(定期の報告)

第 14 条 法第 19 条第 1 項又は法第 38 条第 1 項の規定による報告は、定期報告書(別記第 16 号様式)によるものとする。

2 前項の定期報告書には、宅地造成又は特定盛土等に関する工事にあつては、省令第 48 条第 1 項又は省令第 78 条第 1 項の写真のほか、次の各号に掲げる写真又は書類を添付しなければならない。

- (1) 地盤、崖面若しくは土地の地表面(崖面であるもの及び政令第 15 条第 2 項各号に掲げる地表面であるものを除く。)について講じた措置又は擁壁、崖面崩壊防止施設若しくは排水施設の設置に関する工事の状況を明らかにするもの
- (2) 法第 15 条第 2 項の規定により法第 12 条第 1 項の許可があつたものとみなされるもの又は法第 34 条第 2 項の規定により法第 30 条第 1 項の許可があつたものとみなされるものであつて、工事の計画を変更したときは、当該変更の内容を明らかにするもの
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 第 1 項の定期報告書には、土石の堆積に関する工事にあつては、省令第 48 条第 2 項又は省令第 78 条第 2 項の写真のほか、次の各号に掲げる写真又は書類を添付しなければならない。

- (1) 土石の堆積の状況を明らかにするもの
- (2) その他知事が必要と認める書類
(工事の部分検査等)

第 15 条 法第 12 条第 1 項の規定による許可(法第 15 条第 1 項の規定により許可があつたものとみなされるものを含む。)又は法第 30 条第 1 項の規定による許可(法第 34 条第 1 項の規定により許可があつたものとみなされるものを含む。)を受けた者は、当該許可に係る宅地造成又は特定盛土等に関する工事が次の各号のいずれかに該当するときは、当該工事の一部について法第 17 条第 1 項又は法第 36 条第 1 項に規定する検査を申請することができる。

- (1) 宅地造成又は特定盛土等を行う土地について、分割しても災害防止上支障がなく使用に供することができると認められるとき
 - (2) その他知事が適当と認めるとき
- 2 法第 12 条第 1 項の規定による許可（法第 15 条第 1 項の規定により許可があったものとみなされるものを含む。）又は法第 30 条第 1 項の規定による許可（法第 34 条第 1 項の規定により許可があったものとみなされるものを含む。）を受けた者は、当該許可に係る土石の堆積に関する工事が次の各号のいずれかに該当するときは、当該工事の一部について法第 17 条第 4 項又は法第 36 条第 4 項に規定する確認を申請することができる。
- (1) 土石の堆積を行う土地について、分割しても災害防止上支障がなく使用に供することができると認められるとき
 - (2) その他知事が適当と認めるとき
（届出書に添付する書類）
- 第 16 条 省令第 52 条第 1 項及び省令第 82 条第 1 項の届出書には、省令第 52 条第 2 項の表に掲げる図面及び同項の写真のほか、省令第 7 条第 1 項第 1 号の表に掲げる図面（土地の断面図、崖の断面図、擁壁の断面図及び崖面崩壊防止施設の断面図に限る。）並びに第 4 条第 3 項第 2 号、第 3 号及び第 9 号に掲げる書類その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。
- 2 省令第 52 条第 3 項及び省令第 82 条第 3 項の届出書には、省令第 52 条第 4 項の表に掲げる図面及び同項の写真のほか、省令第 7 条第 2 項第 1 号の表に掲げる図面（土地の断面図に限る。）並びに第 4 条第 3 項第 2 号、第 3 号及び第 9 号に掲げる書類その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。この場合において、同条第 4 項後段の規定を準用する。
- 3 省令第 55 条又は省令第 85 条の届出書には、位置図、土地の平面図、工事をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真並びに第 4 条第 3 項第 9 号に掲げる書類その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。
- 4 省令第 56 条又は省令第 86 条の届出書には、位置図、地形図、土地の平面図、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した土地及びその付近の状況を明らかにする写真並びに第 4 条第 3 項第 3 号に掲げる書類その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。
- 5 省令第 58 条第 1 項第 2 号及び同条第 2 項第 2 号の規則で定める書類は、第 4 条第 3 項第 1 号から第 3 号まで及び第 9 号に掲げる書類その他知事が必要と認める書類とする。この場合において、土石の堆積に関する工事にあつては、同条第 4 項後段の規定を準用する。
- （変更の届出）

第 17 条 法第 21 条第 1 項又は法第 40 条第 1 項の規定による届出後に、当該届出に係る工事の計画を変更しようとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事にあつては宅地造成又は特定盛土等に関する工事内容の変更届（別記第 17 号様式）に、土石の堆積に関する工事にあつては土石の堆積に関する工事内容の変更届（別記第 18 号様式）に、当該変更の内容を明らかにする書類を添付して、知事に届け出なければならない。ただし、当該変更について、法第 12 条第 1 項若しくは法第 40 条第 1 項の規定による許可を申請する場合又は法第 27 条第 1 項の規定による届出をする場合は、この限りでない。

2 法第 21 条第 3 項又は法第 40 条第 3 項の規定による届出後に、当該届出に係る工事の計画を変更しようとする者は、擁壁等に関する工事内容の変更届（別記第 19 号様式）に、当該変更の内容を明らかにする書類を添付して、知事に届け出なければならない。ただし、当該変更について、法第 12 条第 1 項若しくは法第 40 条第 1 項の規定による許可を申請する場合又は法第 27 条第 1 項の規定による届出をする場合は、この限りでない。

（工事着手の届出）

第 18 条 次の各号に掲げる許可を受けた者又は届出をした者は、当該許可又は届出に係る工事に着手したときは、速やかに、工事着手届（別記第 20 号様式）に、工事着手の状況及び法第 49 条の標識を掲示していることを明らかにする写真を添付して、知事に届け出なければならない。

(1) 法第 12 条第 1 項の規定による許可（法第 15 条各項の規定により許可があつたものとみなされるものを含む。）

(2) 法第 30 条第 1 項の規定による許可（法第 34 条各項の規定により許可があつたものとみなされるものを含む。）

(3) 法第 27 条第 1 項による届出（法第 27 条第 5 項の規定により届出をしたものとみなされるものを含む。）

（工事休止等の届出）

第 19 条 前条、法第 21 条第 1 項若しくは第 3 項又は法第 40 条第 1 項若しくは第 3 項の規定による届出後に、工事を休止し、廃止し、又は再開したときは、速やかに、休止等届（別記第 21 号様式）に、当該工事に係る土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他知事が必要と認める書類を添付して、知事に届け出なければならない。

（工事完了の届出）

第 20 条 次の各号に掲げる許可を受けた者又は届出をした者は、当該許可又は届出に係る工事が完了したときは、当該工事を完了した日から 4 日以内に、工事完了届（別記第 22 号様式）に、当該工事に係る土地及びその付近の状況を明らかにする写真を添付して、知事に届け出なければならない。

- (1) 法第 12 条第 1 項の規定による許可（法第 15 条第 2 項の規定により許可があつたものとみなされるものに限る。）
- (2) 法第 30 条第 1 項の規定による許可（法第 34 条第 2 項の規定により許可があつたものとみなされるものに限る。）
- (3) 法第 21 条第 1 項又は第 3 項の規定による届出
- (4) 法第 27 条第 1 項の規定による届出（法第 27 条第 5 項の規定により届出をしたものとみなされるものを含む。）
- (5) 法第 40 条第 1 項又は第 3 項の規定による届出
（申請の取下げ）

第 21 条 次の各号に掲げる許可を申請した者は、当該申請を取り下げようとするときは、取下げ届（別記第 23 号様式）を知事に提出しなければならない。

- (1) 法第 12 条第 1 項の規定による許可（法第 16 条第 1 項の規定による変更の許可を含む。）
- (2) 法第 30 条第 1 項による許可（法第 35 条第 1 項の規定による変更の許可を含む。）

（法第 12 条第 1 項、法第 16 条第 1 項、法第 30 条第 1 項又は法第 35 条第 1 項の規定に適合していることを証する書面の交付）

第 22 条 省令第 88 条の規定による書面の交付の求めは、適合証明書交付申請書（別記第 24 号様式）によるものとする。

2 前項の適合証明書交付申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 土地の平面図
- (3) 地図の写し
- (4) その他知事が必要と認める書類
（調書の調製）

第 23 条 知事は、宅地造成等に関する工事の状況を明らかにするため、盛土等調書（別記第 25 号様式）（次項において「調書」という。）を調製し、これを保管するものとする。

2 知事は、別に定めるところにより、調書を常に一般の閲覧に供するように保管し、かつ、請求があつたときは、その写しを交付するものとする。

（書類の経由）

第 24 条 法（第 21 条第 1 項及び法第 40 条第 1 項を除く。）及び省令（第 88 条を除く。）の規定により知事に提出する書類は、正本 1 通副本 2 通とし、宅地造成等に関する工事を行う土地の所在地を管轄する市町村長を経由して提出しなければならない。

2 法（第 21 条第 1 項及び第 40 条第 1 項に限る。）、省令（第 88 条に限る。）及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、正副各 1 通とし、知事に対して直接提出しなければならない。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。